

# 教職員多忙化解消アクションプランⅡ改訂版Q & A

令和5年2月10日

**Q 1** 今回、アクションプランⅡの改訂を行った理由は。

A 令和4年6月に実施した勤務実態調査の結果から、新型コロナウイルス感染症への対応等、新たな業務が生じたこともあって、時間外勤務時間は下げ止まっていることが明らかとなりました。これまでの取組を継続するだけでは、令和6年度のアクションプランⅡの目標達成は難しい状況です。

また、福島県教育委員会では、令和4年度から12年度までの本県教育の基本方針となる第7次福島県総合教育計画において、『「学校の在り方の変革」によって教員の力、学校の力を最大化する』ことを掲げています。この趣旨も踏まえ、アクションプランⅡを、より実効性のあるものとするため改訂を行いました。

**Q 2** 「Ⅲ 目指すところ」(P2)の1番目に文言が追加された理由は。

A 時間外勤務時間を、月45時間以内かつ年360時間以内とすることは、規則で定めた上限であり、さらに規則では、把握された時間外勤務時間の記録は、各所属において、それぞれ、公文書として5年間保存することとされています。これらの遵守を徹底するため、文言を追加しました。

**Q 3** 「働き方と勤務の在り方変革事業の推進」(P3)が令和5年度から追加されたが、その趣旨は。

A 学校には、学校の歴史や伝統、地域の実情などに応じて行っている業務などがあり、画一的な取組では、更なる時間外勤務時間の削減が難しい状況であることがモニタリング校の分析等から明らかとなってきています。そのため、教職員が各学校の課題に合わせた改善策を自ら作り上げ、業務の効率化を図る必要があることから、民間企業が持つ専門的なPBL型(Project Based Learning)の業務改善手法を取り入れ、限られた時間の中で教育効果を上げることができるようにするためこの事業を追加しました。

**追加Q 1** 対象校は、どのような学校が選ばれているのか。

A 現在調整中です。選定された学校での取組が、他校にも普及できる学校を候補とします。

**追加Q 2** 具体的にどのようなことを行うのか。

A 選定された学校において、専門的なノウハウを有する民間企業に、研修や講演会等でファシリテーターの役割を担ってもらうことで、教職員一人一人が主体的に業務改善に取り組むことができるようにしていきます。また、その手法を他校にも普及させていく予定です。具体的な取組内容については、令和5年度はじめにお知らせします。

**Q 4 「中学校における休日の部活動の地域移行」(P 5)において、文言が修正された理由は。**

A 国では当初、改革集中期間として令和5年度からの3年間で部活動を地域に完全に移行するとしていましたが、各地域の実情等を踏まえ、3年間にこだわるのではなく、できるだけ早期に移行すると方針を変更し、名称も改革「推進」期間とされたことなどから、文言修正や時点修正を行ったものです。

**Q 5 「モニタリング校支援事業の推進」(P 5)において、文言が修正された理由は。**

A Q 3で述べたとおり、学校には、学校の歴史や伝統、地域の実情などに応じて行っている業務などがあり、画一的な取組では、更なる時間外勤務時間の削減が難しい状況であることがモニタリング校の分析等から明らかとなってきました。令和5年度においては、それぞれの学校で異なる実情についてモニタリングを強化し、その学校に特化したフィードバックを行うことで、業務の効率化をさらに進めるため、文言修正をしました。

**追加Q どのように普及させるのか。**

A PBL型業務改善の手法と併せて、冊子にまとめて共有する等の方法で、県内全公立学校に普及させる予定です。

**Q 6 「勤怠管理システム等による出退勤時間の管理」(P 6)において、文言が修正された理由は。**

A Q 2で述べたとおり、規則等で定めた上限時間を遵守しなければなりません。しかし、週休日の振替日に勤務したり、早朝や深夜まで勤務していたりする実態が見られることから、管理職を含めた全教職員の勤務時間に対する意識改革を図る必要があるため、文言を修正しました。

また、学校の施錠・解錠に伴い、特に教頭の時間外勤務時間が増加していることが明らかとなったことから、解錠・施錠時刻の適切な設定について文言を追加しました。

**Q 7 「夏季休業中における学校閉庁日の設定」(P 7)において、文言が修正された理由は。**

A 学校閉庁日において、管理職が見回りを行っていたり、教職員が大会等の準備のため部活動指導を行ったりしている状況が明らかとなりました。大会期間中などのやむを得ない場合を除き、閉庁日には勤務しないことを徹底するため、文言の修正を行いました。

**Q 8 「小学校における教科担任制の推進」(P 9) に文言が追加されているが、その趣旨は。**

A モニタリング校への訪問等をとおして、教育課程の工夫等により、教員一人あたりの授業の持ち時間を減らすことで、時間外勤務時間を大きく削減することができた事例が見られたため、追加しました。

**Q 9 令和4年度多忙化解消アクションプランⅡ実践モニタリング校支援事業報告(別冊)が同時に発出されたが、その趣旨は。**

A 今年度モニタリング校支援事業をとおして、各校の実態に応じた効果的な取組事例を確認することができました。一方で、部活動指導員が配置されていても、複数で部活動指導を行っていたり、部活動の練習効率に課題があり、結果として練習時間の上限が遵守されていないなどの状況が分かっています。

これらの成果と課題を全公立学校で共有し、事業報告の内容を踏まえたアクションプランⅡの取組を各校の実態に応じて進められるよう、同時に発出しています。